六　前回の定期事業者検査において提出した第二号又は第三号に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合にあっては、その評価の結果を記載した書類
七　前回の定期事業者検査において提出した第四号に掲げる事項を説明する書類の内容（一定の期間に係るものに限る。）に変更があった場合にあっては、第十三条第三項各号に掲げる事項について記載した書類

4　前項第二号又は第三号に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合にあっては、その評価の結果を記載した書類を提出しなければならない。

5　第三項第四号に掲げる事項のうち一定の期間を変更した場合にあっては、第十三条第三項各号に掲げる事項について記載した書類を提出しなければならない。

6　第二項の報告書及び前二項の書類の提出部数は、正本一通とする。

［条を削る。］

第十七条から第二十二条まで　削除

（溶接検査実施要領書）

第十六条の二　原子力規制委員会は、第十二条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第十三条各号に掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

2　原子力規制委員会は、前条第一項の申請書の提出を受けた場合には、法第四十三条の十第四項に規定する検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

（溶接検査合格証等）

第十七条　原子力規制委員会は、法第四十三条の十第一項又は第四項の検査を行い、合格と認めたときは、溶接検査合格証を交付するとともに、その溶接をした容器又は管を刻印又はこれに代わるもので示すものとする。

第十八条　削除

（施設定期検査の申請）

第十九条　法第四十三条の十一第一項の検査（以下「施設定期検査」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二　使用済燃料貯蔵施設を設置した事業所の名称及び所在地
三　検査を受けようとする事項及び期日

2　前項の申請書に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

3　第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

（施設定期検査の実施）

第二十条　法第四十三条の十一第一項の原子力規制委員会規則で定める期間は、一年とする。

第二十条の二　削除

（施設定期検査実施要領書）

第二十条の三　原子力規制委員会は、第十九条第一項の申請書の提出を受けた場合には、令第二十四条に規定する使用済燃料貯蔵施設の性能が法第四十三条の十の二に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合しているかどうかについての検査に関し、その検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

（施設定期検査合格証）

第二十一条　原子力規制委員会は、施設定期検査に合格したと認めたときは、施設定期検査合格証を交付する。

第二十二条　削除